

こんな消費者トラブルに ご注意ください!

最近、郡上市内で多い事例を紹介します。
トラブルに巻き込まれないよう、注意しましょう。

☑身に覚えのない

架空請求にご用心☑

突然、ハガキなどで、全く身に覚えのない料金の未納を通知してくる「架空請求」が後を絶ちません。これらは、何らかの名簿をもとに「確認通知書」「未納料金請求書」等の名称で、不特定多数の人に送り付けているものです。

裁判の通知はハガキでは届きません。このようなハガキは「無視する・放っておく」ことが一番の対処法です。

実際に郵送された架空請求のハガキ

**特定消費料金未納に関する
訴訟最終告知のお知らせ**

訴訟番号 (り)361

この度、郵便告知しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を御通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、御連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料控え及び財産、不動産物の差押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行財産の交付を承諾して戴くようお願い致します。裁判取り下げ等のご相談に關しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での送達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取下げ最終期日 令和元年5月16日

地方裁判所管理局

お問合せ窓口 03-6907-1900

東京都千代田区蔵ヶ岡1-1-1 受付時間 9:00~19:00

- 対処法●
- ①あわてない
- ②連絡しない
- ③支払わない

家族で情報を共有して、被害の未然防止に努めてください。
☑あやしい電話・メールに
騙されないために☑

あせらず、深呼吸をして、落ち着いて考えてください。「自分にも詐欺の電話がかかってくるかも」と警戒して、詐欺を撃退しましょう。

○子どもや孫を名乗り：
風邪をひいて声がおかしい。
電話番号が変わった。
会社のお金を使い込んだ。
かばんを置き忘れた。

今すぐお金が必要だ。
○警察官や銀行員を名乗り：
あなたの銀行口座が犯罪に使われている。

口座が凍結されるから今のうちに預金をおろさせたり、キャッシュカードを取りに来る
○市役所や税務署など公的機関職員を名乗り：
還付金があるからATMに行つて。

あなたのマイナンバー情報が流出している。
●対処法●
①「私は大丈夫」は禁物。警戒心を持ちましょう。

②家族・親族とこまめに連絡を取り合いましょう。
③家族で詐欺対策を話し合っておきましょう。

④在宅時も留守電設定（電話番号表示）しておきましょう。
電話で「お金を用意して」は詐欺のサインです。現金やキャッシュカードを見知らぬ人に渡さない、送らないことです。一人で判断するのは禁物です。少しでも「おかしい」と感じたら、必ず誰かに相談しましょう。

総務部総務課では、高齢者のみなさんを対象に、消費者トラブル防止講座を行っています。受講を希望される人はご連絡ください（☎67・1832）。

**◆多重債務無料相談会
～返しきれない借金にお困りの人へ～**

開催日時 令和元年8月10日(土) 13:00~16:00
会場 県民生活相談センター
(岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内)
相談対応 弁護士、司法書士等
相談方法 ①面接による相談(相談時間は1人30分で2日前までに電話予約が必要です)
②電話による相談(開催日の相談時間内に058-277-1003へお電話ください)
□予約・電話相談は、県民生活相談センター ☎058-277-1003へ

**困ったときには、
消費生活相談窓口にご相談ください!!**

岐阜県県民生活相談センター ☎058-277-1003
月～金曜日：午前8時30分～午後5時
土曜日：午前9時～午後5時(電話のみ)
※日曜・祝日・年末年始を除く。

市役所総務部総務課 ☎67-1832
またはお近くの各振興事務所振興課
月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
※土日・祝日・年末年始を除く。